

公監査委員とは


地方自治法により、市町村等に必ず設置しなければならないもので、町長や議会から独立した機関として、町の財務に関する事務や事業等が法令等に抵触していないかなどのコンプライアンスや経済性・効率性・有効性など”最小の経費で最大の効果を発揮できているか”などを監査します。また、職務にあたっては、常に公正不偏の態度で監査しなければならないとされています。町の監査委員は2名ですが、議会選出監査委員は令和3年11月30日まで木村圭氏、令和3年12月8日から澤本幹男氏となり、代表監査委員は令和4年3月31日までが佐久間勝氏、令和4年4月1日からは松永健太郎氏が就任しています。

監査結果と措置状況等の公表について

町では監査結果の公表を、これまで役場などの町内3箇所に掲示し町民等の閲覧に供していました。しかし、昨年度より広く住民に周知するとともに、監査の指摘や意見等に対し町の改善へのインセンティブがなお一層はたらくよう、条例及び規程を改正し、「監査結果と措置状況等」を町のホームページに掲載し、年1回そのダイジェスト版を“監査だより”として各ご家庭に配布することとしました。紙面の都合により一部分を掲載していますので、詳細は町ホームページをご覧ください。

★監査だよりは開いた形でご覧下さい★


令和4年度より奥多摩町の代表監査委員を務めさせていただいております。  
 普段は税理士として青梅市に事務所を構え、主に法人様や個人事業主様を対象に税務や会計の仕事をしております。  
 公監査委員としてのキャリアは今回が初めてではございますが、これまで税理士としての実務で培ってきた経験を存分に発揮できればと思っております。  
 監査にあたっては、奥多摩町がこれからも将来に渡って健全に発展する為の一助となるべく公正不偏の態度で臨んでまいり所存でございます。



代表監査委員  
松永 健太郎

ご挨拶

私は令和3年12月に議会選出の監査委員に選任されました。  
 議会の代表として町の財務に関する事務の執行及び町の経営にかかる事業の管理を監査しております。毎月行われる定例監査会で前月分の歳入と歳出が適切に行われているかチェックを行い、また、決算期も1年間分の決算監査をしっかりと行っております。  
 奥多摩町の各種事業が無事に執行できるよう監査委員として町の発展のために誠実に努めてまいります。  
 よろしく願いいたします。



議会選出監査委員  
澤本 幹男

令和4年度上半期例月出納検査

件名 金額 所管課 監査実施日	監査結果(指摘、意見等)	措置状況等及び今後の対応・スケジュール (どのような改善をいつから行うのか、対応不可の場合はその理由)	評価 (○・△・×) 理由
旧レイクサイド奥多摩建物管理補助業務委託料の内容 50,400円 企画財政課 令和4年4月27日	「旧レイクサイド奥多摩」については、町が平成21年に取得し、10年以上継続的に管理費用が支出されている。文化財関係の所蔵等や町備品の仮置き場として活用されているが、資産の有効活用や在り方等について検討すべきではないか。	当該建物は、昭和40年代に建設されたもので、これまでも、利活用についての問い合わせに対し相談、施設案内を行うなど対応した。しかし、実際に内部を見ていただくと階段のみでエレベーターがなく、通路も狭い、旧耐震であること、老朽化が進む施設であることなどから、各種法令に適合させるまでには費用と時間が掛かるとの判断から最終的には有効活用は難しい状況である。なお、敷地内に携帯電話基地局があり、年間36万円の収入があるが、今後も活用方法等の検討を継続していく。	△ あれだけの素晴らしいロケーションにある施設を備品置き場や年間36万円の収入源だけに留めてしまうのは勿体ない。措置状況として「活用方法等の検討を継続していく」とあるが、例えば有効活用についての検討委員会を設置する等して、定期的に議論の場を設けてはどうか。

令和4年度上半期例月出納検査

件名 金額 所管課 監査実施日	監査結果（指摘、意見等）	措置状況等及び今後の対応・スケジュール （どのような改善をいつから行うのか、対応不可の場合はその理由）	評価
			（○・△・×）
			理由
出納月計表中の下水道事業特別会計への1千万円の流用 10,000,000円 環境整備課 令和4年9月22日	出納月計表中、下水道事業特別会計において、確認不足により会計残高の予算に不足が生じるため、一般会計から1千万円の予算が流用されていた。チェックはどのようにして行われていたのか。今後の再発防止策と合わせて次回報告願いたい。	一般会計から下水道特別会計への繰入処理については、昨年度決算では571,360,000円の繰入を行っている。毎年5億円以上の繰入が生じることにより年度当初の過度な歳出を抑制するため年4回程度に分散して繰入処理を行っている。毎年9月と3月には起債償還金の返済月となり億単位の支払いが生じるため、償還月の前月に繰入処理を終えるように努めていたが失念により令和3年度の1月に2千万円、今回指摘のあった8月に1千万円を繰替運用する状況となってしまった。この時点でのチェック体制は、一職員の裁量に任せておりチェック体制は機能していなかった。8月支払いの不足を会計管理者から指摘を受け、係内で再発防止策について話し合った結果、月初めの環境係定例会時において5人の目でチェックすることにした。既に9月1日から実施しているが、「会計別収支現計表」及び「過去3年間の収支支払い状況」を作成して残高不足が生じないよう係内でチェックを行っている。	○

令和3年度下半期例月出納検査

件名 金額 所管課 監査実施日	監査結果（指摘、意見等）	措置状況等及び今後の対応・スケジュール （どのような改善をいつから行うのか、対応不可の場合はその理由）	評価
			（○・△・×）
			理由
古里小学校プール一般開放に伴う監視等業務委託の発注内容 2,812,528円 教育課 令和3年12月24日 令和4年1月26日 令和4年2月22日 令和4年3月23日	随意契約相手に、休業となった場合の60%の支払いを行うような仕様で契約することは、契約の公平性、効率的予算執行の点から記載すべきではない。 ①青梅市の支払い内容及びプール監視業務委託が中止となった場合の60%の支払いについて契約書や仕様書等に記述があるか近隣市町村（瑞穂町・青梅市・福生市）に確認し報告願いたい。 ②労働基準監督署は、労基法第26条の規定に基づき奥多摩町が（株）サンアメニティに対して支払うべきとされているのか。 ③本件の支出により、監視業務が一切行われていないにも関わらず、受託企業には監視業務の労務費として280万円以上も、その責任者には30万円以上も支払われている。なぜ、町は委託業務仕様書に、監視業務委託が中止となった場合の60%の支払いについて記述したのか。	①青梅市、瑞穂町及び福生市については、契約書に記載していない事項については、その都度協議することとなっている。 ②労働基準監督署については、事業者と労働者の労働関係や賃金の支払いについて監督する機関となるので、（株）サンアメニティが労働者と雇用契約を締結し、雇用関係が成立していることから事業が中止となった場合でも（株）サンアメニティは30日以上以上の賃金を支払わなければならないとの回答をいただいた。 ③今回の件で誤解や不明確な点があったことについては以下のとおり改善を図りたいと考えている。 ・随意契約にしたことにより、誤解を招いたことは否めないため、今後は毎年入札とする。 ・令和4年度は、監査委員の指摘を踏まえ少しでもリスクがあると判断した場合は、無駄のない予算を執行するため、1か月前には中止を判断し、補償費を支出しないようにする。	×

下記の理由から、業務委託発注者ではあるが作業者と労働契約を結んでいない町が、本来、支払う必要のない休業補償費を支払う旨記述した仕様書で特命随意契約したことは適切でなく、本指摘を誤解と認識していることからその後の反省も見られない。  
①近隣市町における同様のプール監視業務委託発注仕様書には、休業補償支払いについての記述はない。また、仕様書に休業補償支払いについて記述した根拠として町田市の美術館の管理業務委託を挙げているが、次の点から町の支払い対応について妥当とする根

令和3年度下半期例月出納検査（つづき）

件名		措置状況等及び今後の対応・スケジュール	評価
金額	監査結果（指摘、意見等）	（どのような改善をいつから行うのか、対応不可の場合はその理由）	（○・△・×）
所管課			理由
監査実施日			
前のページの続き	<p>随意契約相手の1社にそのような仕様で契約することは契約の公平性、効率的予算執行の点から適切とは言えないと考えるが、町はコンプライアンスや無駄のない予算執行についてどのように考えているのか。</p> <p>④他の委託業務事業についても、仕様書に中止となった場合の60%の支払いについての記述はあるのか。</p> <p>⑤過去類似案件があったが、教訓としての活用や庁内全体への共有化をどのように行ったか。</p>	<p>④他の案件については、同様の記述はない。</p> <p>⑤令和3年12月24日に町HPにおいて公表された、「監査委員による監査結果について」における、監査結果と措置状況について、内容を確認し、今後の事務執行につなげるよう周知した。</p>	<p>拠になりえない。（町田市のケースは年間契約であり年度当初に業務に着手している。コロナ禍による臨時休業日の設定はあるものの、変更仕様書には休業補償（60%）支払いについての記述はない。）</p> <p>②労働基準監督署は奥多摩町が（株）サンアメニティに対して休業補償費を支払うべきとはしていない。</p> <p>③随意契約相手の一業者との協議で、その意向にそった仕様書として随意契約することは、公平性を欠いておりコンプライアンス上、問題がある。</p> <p>④奥多摩町においてコロナ禍による中止が予想される他の案件についても、本件と同様の記述はない。</p> <p>⑤具体的な活用方法や庁内共有化をいつ、どのように行ったかが示されていない。（参考類似案件：令和3年12月発行「監査だより」の「ヘルシー体操事業業務委託の休業時における契約書の内容」）</p>
旧古里中学校プール排水設備等交換工事の施工目的と理由	<p>①平成28年7月14日付けの「旧古里中学校舎等賃貸借契約書」第8条では、受託者が必要として行う本件に関わる施設・備品類の整備改修は、受託者（株）JELLY FISHの費用負担で行うこととなっている。約39万円の支出となる今回の工事は、受託者の費用負担で行うべきものではないのか。本工事は町や町民にとってどのようなメリットがあるのか。</p> <p>②日本語学校から現在の業務内容に変更となった際の経緯を当時一番詳しく関わった担当職員から説明願いたい。（平成29年10月2日付け「転貸借に関する覚書」を結ぶこととなった理由、元の契約第10条の禁止条項を変更し、第三者に転貸できることとした理由、覚書締結に向け受託者から提出された要望書等）</p> <p>③意志決定までのやりとりをどう評価しているか。</p> <p>④この事業の町への貢献度をどう考えているか。</p> <p>⑤今後、現行受託者は何をやりたいのか、そのことに対する業務実績、ノウハウはあるのか。キャンプ場や民宿、旅館等、町内の宿泊に</p>	<p>①当該施設（プール）については、賃貸借契約書の目録で示しているとおり、町が管理しているもので、賃貸借契約の範囲外である。今回、（株）JELLY FISHからの活用意向をきっかけとして、現場確認を行ったところ、プール内に溜まった汚水が排水できない状況であった。よって、活用の有無に関わらず、衛生管理上、所有者の責任において、工事を実施したものである。</p> <p>②（株）JELLY FISHから、IT企業の誘致やサテライトオフィス、コワーキングスペース等の設置に関する申し出があり、これに対し、町は転貸借を認める判断をした。（別紙起案書）その後、入国管理局の方針転換により、新規留学ビザの取得が困難となった背景から、日本語学校への受け入れを一旦停止せざるを得なくなり、「Okutama+事業」の提案（令和元年7月）を受け、この「転貸借に関する覚書」を適用することとした。</p>	<p>×</p> <p>①当初の回答では、当該工事については（株）JELLY FISHからの申し出により施工したと回答し、その後、当該工事の施工理由を、衛生管理のための工事であり所有者の責任において施工したと変更しているが、次の点から当該工事を町の費用で施工したことは適切でない。</p> <p>ア 廃校になって3・4年経過しているが、これまで当該場所の衛生管理改善について住民からの苦情や要望はない。</p> <p>イ 賃貸借部分でない物件について町としての活用方針が定まっていなくてもかわらず、（株）JELLY FISHからの活用意向をふまえ、町の予算で改修工事を施工した。</p> <p>ウ 契約書第8条では、（株）JELLY FISHが本物件の施設等について整備改修を必要とする場合、事前に町の承認を得るほか（株）JELLY FISHの費用負担で行い、契約終了時はかかった費用を町に求めないこととなり、この趣旨や施工のいきさつを考慮すれば、町が施工費用を支出すべきではない。</p> <p>②覚書を締結するにあたり、「（株）JELLY FISHからの申し出により」とされているが、町長へ要望書提出や地域連絡協議会への説明も行われていないまま、口頭やメールによるやり取りだけで覚書を締結したことは適切ではな</p>
385,000円			
企画財政課			
令和4年2月10日			
令和4年2月14日			
令和4年2月22日			

令和3年度下半期例月出納検査（つづき）

<table border="1"> <tr> <td>件名</td> <td rowspan="3">監査結果（指摘、意見等）</td> <td rowspan="3">措置状況等及び今後の対応・スケジュール （どのような改善をいつから行うのか、対応不可の場合はその理由）</td> <td>評価</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>(○・△・×)</td> </tr> <tr> <td>所管課</td> <td>理由</td> </tr> </table>	件名	監査結果（指摘、意見等）	措置状況等及び今後の対応・スケジュール （どのような改善をいつから行うのか、対応不可の場合はその理由）	評価	金額	(○・△・×)	所管課	理由	監査実施日		
件名	監査結果（指摘、意見等）			措置状況等及び今後の対応・スケジュール （どのような改善をいつから行うのか、対応不可の場合はその理由）	評価						
金額					(○・△・×)						
所管課		理由									
<p>前のページの続き</p>	<p>関わる事業者への影響はないか。 ⑥町が本契約相手と協働して取り組むメリットは何か。 ⑦町議会での澤本議員の「契約は日本語学校経営ではないのか。」との質疑に関し、平成28年7月14日付けの「旧古里中学校舎等賃貸借契約書」第2条(使用の目的)では、“本物件は受託者の日本語学校等経営事業の目的のみ使用”することとなり、後段の“地域活性化の実現”は日本語学校等経営事業の進展に併せて達成を目指す努力目標である。 したがって、日本語学校等経営事業に使用することが前提となっており、議会での町長による「学校関係事業ありきではなかった。本契約書における旧古里中学校校舎等の利用は日本語学校に限定されない。」との答弁は、契約内容を曲解するものと考えているが、いかがか。 ⑧本賃貸借契約に関わる令和2年度の賃借料は、契約書で定められた年額276万円を財産価格審議会の審議を経て半額としたとのことであるが、同審議会の開催や対象案件の選定に関する要件はどうなっているか、本件に関し受託者から減額要請等の文書は提出されているか。</p>	<p>③使用目的の変更を拒否して事業者撤退されてしまうリスクと、変更を承諾してその後も継続的に賃料を確保するメリットを考慮のうえ、ITエンジニアの育成をするための事業、コワーキングの設置など事業の展望を評価し、(株)JELLY FISHや転借人に遵守させる事項なども付加したうえで、総合的に判断したが、詳細な資料は残されていない。今後については、決定に至る過程を詳細に記録するよう改善したい。 ④このコロナ禍においても、宿泊施設、コワーキングスペース、レンタルスペースの3つの事業において、奥多摩の認知度を高め、誘致へと繋げるため、模索しながら、尽力していただいているものと考えている。 ⑤今後についても日本語学校としての再開の目途が立たない中、「泊まれる、借りられる、学べる、働ける」をコンセプトとしたコミュニティスペースとして事業を展開していく予定である。 コロナ禍の中、約2年にわたり、継続して事業を実施しており、今後も企業努力により、地域の活性化に寄与していただけるものと考えている。 町には、ほとんどないワーケーションやレンタルスペースに特化した施設であり、立地条件も考慮すると、他事業者への影響は少ないものと考えている。 ⑥発信力のある利用者（ワーケーション、メディア撮影など）を通じた奥多摩の魅力発信により、観光客や移住者の増加に繋がるものと考えている。 ⑦そもそも普通財産は本来私法の適用を受けるものであるから、普通財産の貸付においても当事者双方の合意があれば、使用目的の変更は可能である。そのうえで、前述したとおり変更を拒否した場合と承諾した場合のメリット・デメリットを考慮したうえで、当時の理事者が総合的に判断したものと思われる。 ⑧本件の減額を決定した申請書、財産価格審議会結果報告書を含む資料、減免決定通知書については、令和4年3月23日開催の例月出納検査時に資料として提出した。</p>	<p>い。 ③意思決定について、当初から事業内容を日本語学校とIT企業育成としていたのであればそのことについて回答内容に記載すべきであり、その責任を当時の理事者に転嫁するのではなく担当管理職等として事実を誠実に説明すべきである。 ④地域活性化につながる具体的な効果が見えない。 ⑤下記のことから本事業を継続することは適切でない。 ア 覚書にはサテライトオフィスやコワーキングスペースの記載はあるが、キャンプ場等の記載はなく火気厳禁の項目がある。 イ 覚書で追加された使用目的に関する受託者の業務実績、ノウハウの説明がない。 ウ 立地条件等を考慮し町内他事業者への影響は少ないとしているが、町は使用目的が追加された覚書を地域連絡協議会に説明していない。 ⑥現状の説明では、町が共同して取り組むような地域活性化につながる具体的なメリットは見通せない。 ⑦ 普通財産か行政財産かにかかわらず、保有財産の賃貸借契約に当たり、地方自治体が透明性のある事務手続きを経ることなく、特定企業との契約内容を変更してその目的や物件を追加して事業を運用することは、目的外使用に当たる可能性があり適切でない。 ⑧ 古里中学校施設（付属建物含む）について普通財産となっている部分、行政財産となっている部分について図面資料等を確認し報告願いたい。 ⑨ 監査の質問に対する回答は顧問弁護士に相談して作成したとのことであるが、前代未聞のこの対応は次の点から適切でない。 ア 監査に対する回答は、本来、関係職員が当時の背景等をふまえ法令等に基づいている理由など事実を真摯に説明・回答すべきであるが、これを顧問弁護士に頼るのは自信をもって事実を回答することが困難な証拠である。 イ 住民のために支出すべき予算を、監査対応の回答のための顧問弁護士相談料に支出すべきではない。</p>								